

エビスラップタイムアタック 特別規則書

公示

本競技会は(社)日本自動車連盟(JAF)公認のもとFIA国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAF国内競技規則並びに本特別競技規則に従って開催される。

- 第1条 大会名  
エビスラップタイムアタック第1戦  
エビスラップタイムアタック第2戦
- 第2条 オーガナイザー  
ジュビターレーシング&スポーツカークラブ(JRSCC)
- 第3条 開催日  
2009年12月13日(日)  
第1戦、第2戦を同日開催
- 第4条 開催コース  
エビスサーキット東コース  
右回り 2.061m/周  
福島県二本松市沢松倉1番地
- 第5条 大会役員・主要競技役員  
大会組織委員長 塩澤三子夫  
競技長 柳下 雄二  
大会事務局長 菅野美由紀  
その他、大会審査委員会、執行競技役員は、大会プログラムまたは、公式通知に示す。
- 第6条 競技内容  
1. 種目と格式  
①種目：サーキットトライアル  
②格式：準国内  
2. 参加車両  
2009年JAF国内競技車両規則P,N,SB,B車両  
3. 参加資格  
有効な国内B級ライセンス以上所持者  
4. 競技方法  
20分間のラップタイムアタック×2回
- 第7条 燃料  
ガソリンスタンドで一般市販されている、レギュラーガソリンおよび無鉛ハイオクガソリンとする。

- 第8条 参加申込期間  
2009年11月15日～11月30日
- 第9条 参加申込  
1. 申込先  
エビスサーキット内JRSCCラップタイムアタック大会事務局  
〒964-0088  
福島県二本松市沢松倉1番地  
TEL0243(24)2972 FAX0243(24)2936  
2. 申込方法  
参加申込書記載の上、参加料を添えて現金書留で送付すること。  
3. 参加料  
参加料：16,000円/1大会  
28,000円/2大会  
参加1台当たり、ピットクルーは3名までとする。  
4. 参加受理  
正式に受理されたものに対し参加受理書を発送する。  
正式に受理された参加料は一切返還しない。  
5. 参加定員  
競技運営、タイムスケジュール等の都合により参加定員を定める場合がある。  
この場合、参加受付の優先順位は申込順とする。  
6. エントリーの拒否  
オーガナイザーは理由を明かすことなくエントリーを拒否することができる。この場合、拒否の通知と共に参加料より手数料3,000円を差し引いた金額を返却する。  
7. ゼッケンナンバー  
ゼッケンナンバーは、オーガナイザーが指定し、受理書に示される。
- 第10条 ドライバーの変更  
1. 原則として変更はできない。  
2. 負傷等やむをえない理由で参加できない場合、大会審査委員会の承認を得て変更することができる。この申請は、変更手数料10,000円を添えて公式車両検査10分前までに文書で大会事務局に届け出ること。
- 第11条 参加車両の変更  
1. 変更手数料10,000円を添えて公式車両検査までに文書で大会事務局に届け出ること。  
2. スペアカーの使用はできない。
- 第12条 参加者およびドライバーの遵守事項  
1. スポーツマンシップに則ったマナー、言動を保つこと。  
2. 競技役員の指示に従うこと。  
3. 薬品等によって精神状態をつくろったり、飲酒をしてはならない。  
4. 指定された場所以外は、禁煙です。

5. クレデンシャルカード、車両通行証は、見易いところへ付けること。  
不正使用があった場合、当該チームのドライバーは失格とし、入場料の支払いを命じる。  
紛失等により再発行を行う場合の手数料は3,000円とする。
6. パドック内における盗難、事故等に十分気をつけること。  
これらに関しては参加者の責任とし、オーガナイザーは責任を負わない。

#### 第13条 メディカルチェック

1. オーガナイザーがメディカルチェックを実施する場合、示された時間・場所においてメディカルチェックを受けること。
2. 1. 以外にも競技長が必要とした場合受診を指示する場合がある。

#### 第14条 公式車両検査

1. タイムスケジュールに示す時間・場所において車両検査を受けること。
2. 車両以外に次の装備も検査を受ける
  - ①ヘルメット
  - ②グローブ
  - ③
3. オーガナイザーが配布する自動計測装置（発信機）を競技開始前に搭載すること。
4. 車検合格後に車両に変更を加えた場合、技術委員による再承認を受けること。

#### 第15条 ブリーフィング

全てのドライバーの参加を義務付ける。  
欠席の場合、リタイヤとみなす。

#### 第16条 競技

1. コースイン
  - ①ピット出口、各自のピットから出走することができる。
  - ②ピット出口からトラックに続くホワイトラインを横切ってはならない。
2. 走行
  - ①国際モータースポーツ競技規則付則H項に従って表示される信号旗に従うこと。
  - ②国際モータースポーツ競技規則付則L項第四章『サーキットにおけるドライブ行為の規律』を遵守すること。
3. 計測
  - ①コースインの合図からチェッカーフラッグを受けるまで計測される  
ただし、先頭車両がチェッカーフラッグを受けてから2分後に計測は終了する。
  - ②赤旗による中断が発生した場合、大会審査委員会の承認を得て、走行時間を短縮あるいは、競技終了とする場合がある。
4. ピットイン
  - ①ピットインする場合、100R手前の「P」看板から合図を出しトラック右側を走行すること。
  - ②ピットロードの制限速度は、40km/hです。
  - ③リバースギアは、使用禁止です。
5. ホームストレート  
レーシングスピードで走行できなくなった場合、走行ラインを外して走行すること。  
コース左側で車両を止めた場合、コースの横断は禁止とする。

#### 6. 終了

チェッカーフラッグを受けたら、クールダウンラップをして自己のピットへ戻ること。  
クールダウンラップは、追い越し禁止とする。

#### 7. 順位の決定

- ①2回の計測でベストタイムの早い者を上位とする。
- ②天候、トラックコンディションは一切考慮されない。
- ③同タイムの場合、セカンドタイムにより決定する。

#### 第17条 賞典

公式通知に示す。

#### 第18条 抗議

国内競技規則第12章による。

#### 第19条 オーガナイザーの権限

1. 本規則第10条7. に示す参加の拒否
2. 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
3. 全ての参加者、ドライバー、ピットクルーおよび競技車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が行行使することを許可できる。

#### 第20条 損害の補償

1. 参加者は参加車両及びその付属品が破損した場合、理由の如何を問わずその責任は参加者が負わなければならない。
2. 参加者、ドライバー、ピットクルーは、オーガナイザー、大会役員、競技役員および係員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。  
すなわち大会役員、競技役員および係員は、その役務の最善を尽くすことは勿論であるが、もしその役務執行によって起きた参加者、ドライバー、ピットクルーの負傷、死亡および車両の損害に対して、オーガナイザー、大会役員、競技役員および係員は一切の保障責任を負わないものとする。

#### 第21条 レースの延期、中止及び取りやめ

1. 大会（レース）は原則として本規則に発表した日程から変更または延期されることはない。
2. 事故または天候等、不可抗力による原因により競技会規則審査委員会の承認を得て大会を中止する場合がある。
3. 参加台数が10台未満の場合レースを取りやめる場合がある。

#### 第22条 本特別競技規則の解釈

本規則に疑義が生じた場合、参加者は文章によって質疑申し立てができる。質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

#### 台23条 本特別競技規則の施行

本規則は、参加申込受付開始と同時に有効となる。